

平成30年度新潟大学入学者用
教育職員免許状取得ハンドブック

-教育学部以外の教員免許取得希望学生のために-



学務部教務課全学教職支援事務室

目 次

1	はじめに-----	1
2	免許状の種類-----	1
3	新潟大学で取得できる教育職員免許状-----	2
	(1)学部-----	2
	(2)大学院-----	3
4	小学校及び中学校教諭の免許状取得の際の介護等体験について-----	4
5	教育実習について-----	5
6	賠償責任保険への加入について-----	7
7	健康管理-----	7
8	「教職実践ポートフォリオ」作成について-----	8
9	自己評価カルテについて-----	9
10	履修カルテについて-----	10
11	教育職員免許更新制度について-----	12
12	問い合わせ先-----	13
13	教育職員免許状取得のための入学から卒業までの流れ-----	14
14	履修モデル-----	15
	(1)人文学部-----	15
	(2)法学部-----	16
	(3)経済学部-----	17
	(4)理学部-----	18
	(5)工学部-----	19
	(6)農学部-----	20
15	教員免許取得 Q&A-----	21

別配付資料

- 「教職実践ポートフォリオ」表紙
- 自己評価カルテ用紙
- 履修カルテ記載例（＊ 履修カルテは、各自全学教職支援センターホームページ（<http://www.kyoshoku.niigata-u.ac.jp/>）からダウンロードして記入してください。

1 はじめに

新潟大学においては、教員養成を主たる目的としている教育学部以外に、人文学部、法学部、経済学部、理学部、工学部及び農学部にあっても、それぞれの学部・学科等の専門に応じた教科について、教員の免許状授与の所要資格を得させるための課程認定を受けており、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に対応した授業科目の単位を修得すること等により、卒業時に教員免許状を取得することができます。

このハンドブックは、将来、中学校又は高等学校教員になることを志し、教員免許状を取得しようと考えている教育学部以外の学生のみなさん向けに、本学で取得できる教員免許状の種類、教員免許を取得するために修得しなければならない授業科目とその標準的な履修方法、小学校及び中学校の教員免許状を取得するために必要な「介護等体験」、「教育実習」及び「教職実践演習」のためのポートフォリオ・自己評価カルテ・履修カルテの作成並びに教員免許更新制度等について理解していただくために、その概要を簡単に整理し冊子にまとめたものです。

2 免許状の種類

免許状には以下の免許種、学校種、教科があります。

①免許種

免許状には、以下の種類があります。

一種免許状 ：学部学生が取得	法令(教育職員免許法第5条)で定められた科目の単位を修得し、学部を卒業(学士の学位を取得)することで得られる免許状。
専修免許状 ：大学院学生が取得	一種免許状に必要な単位に加え、大学院で専門的な教科又は教職に関する科目(24単位)を修得し、大学院を修了(修士の学位を取得)することで得られる免許状。
二種免許状 ：短大の学生が取得	法令(教育職員免許法第5条)で定められた科目の単位を修得し、準学士(通常、短期大学で取得)を取得することで得られる免許状。

②学校種

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教員になるためには、各学校種ごとの教員免許状が必要です。さらに、中学校・高等学校は教科ごとの免許状に分かれます。

③教科

中学校及び高等学校免許には教科の別もあり、所属する学部・学科・課程、研究科・

専攻の専門性により、取得できる教科が定められています。(3 新潟大学で取得できる教員免許状 を参照。)

3 新潟大学で取得できる教員免許状

新潟大学で取得できる教員免許状は、学部、大学院ごとに以下のとおりとなっています。学生便覧等で必ず確認願います。(養護教諭特別科を除く。)

また、所属学部以外で取得することができる中学校又は高等学校の教員免許状を取得しようと考えている方は、必ず所属の学務係に授業科目の履修方法等についてお問い合わせ願います。

◎ 学 部

学部	学科・課程	教員の免許状の種類 (免許教科)
人文学部	人文学科	中学校教諭一種免許状 (国語, 社会, 英語, ドイツ語, フランス語, ロシア語, 中国語) 高等学校教諭一種免許状 (国語, 地理歴史, 公民, 英語, ドイツ語, フランス語, ロシア語, 中国語, 情報)
教育学部	学校教員養成課程	小学校教諭一種免許状 幼稚園教諭一種免許状 特別支援学校教諭一種免許状 (知的・肢体・病弱) 中学校教諭一種免許状 (国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 技術, 家庭, 英語) 高等学校教諭一種免許状 (国語, 地理歴史, 公民, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 家庭, 英語)
法学部	法学科	高等学校教諭一種免許状 (公民)
経済学部	経済学科	中学校教諭一種免許状 (社会) 高等学校教諭一種免許状 (公民)
	経営学科	高等学校教諭一種免許状 (商業)
理学部	理学科	中学校教諭一種免許状 (数学, 理科) 高等学校教諭一種免許状 (数学, 理科)
工学部	機械システム工学プログラム	高等学校教諭一種免許状 (工業)
	社会基盤工学プログラム	高等学校教諭一種免許状 (工業)

	電子情報通信プログラム	高等学校教諭一種免許状（工業）
	知能情報システムプログラム	高等学校教諭一種免許状（工業）
	化学システム工学プログラム	高等学校教諭一種免許状（工業）
	材料科学プログラム	高等学校教諭一種免許状（工業）
	建築学プログラム	高等学校教諭一種免許状（工業）
農学部	農学科	高等学校教諭一種免許状（農業）

◎ 大学院

研究科	専攻, 専修(分野等)	教員の免許状の種類(免許教科)
教育学研究科	教育実践開発専攻 (教育実践コース) (学校経営コース)	幼稚園教諭専修免許状 小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状（国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 保健, 技術, 家庭, 職業指導, 英語, ドイツ語, フランス語, ロシア語, 中国語） 高等学校教諭専修免許状（国語, 地理歴史, 公民, 数学, 理科, 音楽, 美術, 工芸, 書道, 保健体育, 保健, 看護, 家庭, 情報, 農業, 工業, 商業, 水産, 福祉, 商船, 職業指導, 英語, ドイツ語, フランス語, ロシア語, 中国語） 養護教諭専修免許状 栄養教諭専修免許状
現代社会文化研究科	現代文化専攻	中学校教諭専修免許状（社会） 高等学校教諭専修免許状（公民, 情報）
	社会文化専攻	中学校教諭専修免許状（国語, 社会, 英語） 高等学校教諭専修免許状（国語, 地理歴史, 英語）
	法政社会専攻	中学校教諭専修免許状（社会） 高等学校教諭専修免許状（公民）
	経済経営専攻	中学校教諭専修免許状（社会） 高等学校教諭専修免許状（公民, 商業）
自然科学研究科	数理物質科学専攻	中学校教諭専修免許状（数学, 理科） 高等学校教諭専修免許状（数学, 理科, 情報）
	材料生産システム専攻	高等学校教諭専修免許状（工業）
	電気情報工学専攻	高等学校教諭専修免許状（情報, 工業）
	生命・食料科学専攻	中学校教諭専修免許状（理科） 高等学校教諭専修免許状（理科, 農業）
	環境科学専攻	中学校教諭専修免許状（理科） 高等学校教諭専修免許状（理科, 農業, 工業）

(注) 一種免許状に必要な単位に加え、大学院で教科又は教職に関する科目（24単位）を修得することで得られる免許状です。

4 小学校及び中学校教諭の免許状取得の際の介護等体験について

(1) 趣旨

平成9年6月に、「小学校及び中学校の教諭の免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」(平成9年法律第90号)が公布され、平成10年4月1日から施行されました。この法律の施行により、義務教育(小学校及び中学校)教員の免許状を取得するには、「介護等の体験」を行うことが義務づけられました。

その趣旨は、「義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性に鑑み、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期する観点から、小学校又は中学校の教諭の免許状の授与を受けようとする者に、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行わせる。」とあり、もって「人の心の痛みのわかる人づくり、各人の価値観の相違を認められる心を持った人づくりの実現に資する。」ことを目的としています。

(2) 介護等体験の内容

小学校及び中学校の教諭の免許状の授与を受けるためには、教育職員免許法第5条第1項に規定された要件に加えて、「介護等の体験」が課せられることとなります。小学校及び中学校の教員免許状の授与申請に当たっては、介護等の体験を行った学校又は施設の長が発行する介護等の体験に関する証明書を提出することが求められます。この証明書の提出がないと教員免許状は授与されません。

「介護等の体験」とは、18歳に達した後、7日間を下らない範囲内において、特別支援学校又は社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めるものにおいて行われる介護等の体験をいいます。

(3) 本学での介護等体験の実施

本学では、次の方法により介護等体験を行います。実施に際しては、介護等体験説明会(ガイダンス)を開催し、介護等体験実施の概要などを説明するとともに、介護等体験実施の申し込みの受け付けを行います。

なお、介護等体験説明会(ガイダンス)の開催期日は、掲示により通知しますので、見落としなどのないよう留意してください。

① 介護等体験を行わなければならない者

介護等体験を行わなければならない者は、本学の学生等で小学校及び中学校の教諭の免許状を取得しようとする者です。これ以外の幼稚園、特別支援学校及び高等学校の免許状のみ希望する者は、必要ありません。

ただし、以下に該当する者は介護等体験を要しません。

専門的知識及び技術を有する者

保健師、看護師、准看護師、特別支援学校教員、理学療法士、作業療法士、社会福

社士，介護福祉士又は義肢装具士

※ これらの免許・資格が取得見込みの場合は，介護等体験が必要になります。

介護等体験を行うことが困難な者

身体障害者手帳に，障害の程度が1級から6級であるとして記載されている者

② 介護等体験を行う年次

介護等体験は，原則として教育学部学生は2年次に，**教育学部以外の学部学生は3年次に実施します。**

③ 介護等体験を実施する施設及び期間

介護等体験を行う期間は7日間とし，5日間は社会福祉施設等において，2日間は特別支援学校において実施します。

介護等体験を行う施設については，社会福祉施設等にあつては，大学と新潟県社会福祉協議会とで協議のうえ，介護等体験を行う施設を定めます。特別支援学校にあつては，教育学部学生は本学教育学部附属特別支援学校において，教育学部以外の学部学生は，新潟市内の特別支援学校において介護等体験を行います。社会福祉施設，特別支援学校とも学生個人での直接申し込みはできません。

④ 介護等体験事前指導の受講

介護等体験を受けようとする者は，介護等体験実施の前に事前指導を受けなければなりません。事前指導を受けない場合，介護等体験に参加できません。

⑤ 介護等体験に係る費用の負担

社会福祉施設等における受入れの調整費用や体験費用として**必要な経費，交通費や受入施設等での食事代等の実費は，個人負担となります。**詳細については，介護等体験ガイダンスにおいて連絡します。

5 教育実習について

(1) 教育実習（中学校教諭免許状及び高等学校教諭免許状の取得を希望する者）の科目及び期間

科 目	履修年次等			単 位 計
	第4年次		事前・事後指導	
	単 位	期 間（週）	単 位	
中等教育実習Ⅱ	2	2	1	3
中等教育実習Ⅲ	2	2		2

- ① 教育実習は，教育実習事前・事後指導と協力（出身）校教育実習（**中学校教諭免許状のみ又は中学校教諭免許状及び高等学校教諭免許状の取得を希望する者は4週間，高等学校教諭免許状のみの取得を希望する者は2週間**）を合わせて教育学部以外の学

生は4年次に行わなければなりません。

② 協力（出身）校実習は、協力（出身）高等学校及び協力（出身）中学校において行うものとします。

3年次の早い時期に各自で協力（出身）校に教育実習の受入れ依頼を行い、内諾を得ておかなければなりません。

③ 教育実習の単位は、中学校教諭免許状のみ又は中学校教諭免許状及び高等学校教諭免許状の両方の取得を希望する者は5単位（中等教育実習Ⅱ3単位及び中等教育実習Ⅲ2単位）、高等学校教諭免許状のみの取得を希望する者は3単位（中等教育実習Ⅱ）となります。

④ 教育実習の**実施期間は、おおむね春期（6月前半の2週間）・秋期（10月後半～11月前半の2週間）**ですが、その選択は実習校に一任しています。実習校の学校行事等を考慮して、変更することもあります。

⑤ 事前・事後指導の実施期間は、おおむね4月と11月に集中して実施します。

(2)教育実習の履修要件

中等教育実習Ⅱ及び中等教育実習Ⅲを履修するためには、学部第4年次学生（教育学部に所属する学生を除く。）又は大学院の学生（教育学研究科に所属する学生を除く。）で、次の①、②のいずれにも該当することが履修要件となります。

① 教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号。以下「免許法施行規則」という。）第6条に規定する以下の教職に関する科目の単位を修得済みであること。

教職に関する科目	単位数	授業科目名	単位数
教職の意義等に関する科目	2	教職入門	2
教育の基礎理論に関する科目（幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程）	2	教育・学校心理学B	2
教育課程及び指導法に関する科目（各教科の指導法）	2	教科教育法	2
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	4	生徒指導B	2
		教育相談・進路指導B	2

② 免許法施行規則第66条の6に規定する科目以外で、教育職員免許状の取得に必要な教職に関する科目（教育実習及び教職実践演習を除く。）を履修済み又は履修中であること。

6 賠償責任保険への加入について

介護等体験や教育実習を行っている際に、施設の入所者や学校の生徒に怪我を負わせてしまったり、施設や学校の備品を誤って壊してしまったり、自分が怪我をしてしまったり、様々な事故等が想定されます。

万一、このような事態にあった時に備えて、保険に加入することを義務づけています。必ず、公益財団法人日本国際教育支援協会の「学生教育研究賠償責任保険Aコース（略称「学研賠」）」に加入してください。

また、「学研賠」の補償の対象者は、学生教育研究災害傷害保険「学研災」に加入している学生に限られますので、「学研賠」、「学研災」の両方に加入してください。この保険に加入していない場合は、介護等体験や教育実習に参加できません。

加入したかどうか分からない場合は、学務情報システムで確認することができます。未加入の人は、学生支援課保健管理係で加入手続をしてください。（日本国際教育支援協会では、学生からの直接の加入申し込みは受け付けません。）

7 健康管理

ア) 健康診断書等について

社会福祉施設等における介護等体験の実施に際しては、利用者等の健康管理のため、健康診断書を受入施設へ提出しなければなりません。これは、介護等体験中にみなさんや利用者等に健康上の問題が生じないようにするための配慮から必要とされるものです。**大学が実施する健康診断を毎年必ず受診してください。**

施設によっては、通常健康診断書項目（身長、体重、視力、聴力、血圧、尿、エックス線等）の他に、細菌培養検査（赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌等）の項目を必要とする場合があります。

また、教育実習の際にも、実習校によっては健康診断書の提出を求められることがあります。

イ) 麻しんの抗体陽性を示す検査結果について

近年、麻しん（はしか）が流行し、麻しんに罹患したことの無いワクチン未接種の学生や免疫力が落ちている学生は、予防接種を受けてから介護等体験や教育実習に参加するよう指導があり、**事前に抗体検査(EIA(IgG)法)を受けてもらうこととなります。**

検査結果が陽性であることが介護等体験及び教育実習の条件となりますので、必ず検査を済ませてください。詳細については、ガイドンスにおいて連絡します。

8 「教職実践ポートフォリオ」作成について

教員免許状取得希望者には、第1学年から第4学年までの教職関係の授業や教育実習等に関する学習記録のポートフォリオ作成が義務づけられています。

教員免許状取得希望者は、以下の通り、「教職実践ポートフォリオ」を作成してください。

【1】「教職実践ポートフォリオ」をなぜ作成するか

1. 「教職実践ポートフォリオ」とは、教職を目指し、教員免許状の取得を希望する学生のみなさんが、「教職科目」の履修の過程において作成、利用した様々な文書（授業記録、レポート、指導案、実習日誌、授業記録等）を整理・保存・蓄積するために作成するものです。
2. 「教職実践ポートフォリオ」は、みなさんが作成、利用した様々な文書を整理・保存することで、みなさん自身の「学びの軌跡」を具体的な形で蓄積することを目的としています。
3. 「教職実践ポートフォリオ」は、第4学年後期に開講される「教職実践演習」（免許取得希望者は必修）で用いる重要な資料となります。

この演習は、「教職実践ポートフォリオ」に保存・蓄積した資料の分析・検討を通して、4年生までに学んだこと、学べなかったことについて、みなさんが自己評価を行うこと、指導教員からの個別指導を受けて、今後の課題を発見することを目的としています。

【2】「教職実践ポートフォリオ」作成のための手順・作成内容

1. 「教職実践ポートフォリオ」用ファイルを生協購買部等にて購入し、[2.]に示す講義・実習等の学習記録をファイルしてください。

教職実践ポートフォリオの表紙の記入用紙は全学教職支援センターホームページ (<http://www.kyoshoku.niigata-u.ac.jp/>) からダウンロードして記入してください。

2. 「教職実践ポートフォリオ」にファイルする授業科目等は、以下の通りです。

①履修した「教職に関する科目」

(※「教職に関する科目」とは・・・教職入門，教育学概論，教育・学校心理学B，教育の制度と経営，教育課程総論，教科教育法，道徳指導法（中学校免許希望者は必修），教育方法総論B，生徒指導B，教育相談・進路指導B，教育実習，教職実践演習等の教職に関する科目をいいます。-----各学部の【履修モデル】の「教職に関する科目」参照)

- ②「学習支援ボランティア活動（教育学部開講）」の活動記録（選択した人）

3. 「教職実践ポートフォリオ」にファイルすべき項目

この「教職実践ポートフォリオ」には、上記授業科目等の履修過程で作成・利用した全ての文書を整理・保存してください。

授業記録，レポート，実習日誌，授業記録はもちろんのこと，授業科目の履修にかかわる事務書類，写真等を含みます。

- 注) ① 冊子体になっているものについては、必ずしも綴じる必要はありません。併せて保存しておいてください。
- ② 活動の様子を記録した映像データがあれば、あわせて保存しておいてください。
- ③ その他、文書以外の資料、綴じることができない資料については、併せて保存しておいてください。
- ④ 整理・保存の際には、**index** を付けるなどして、授業科目と資料との対応がわかるようにしておいてください。

解説) ポートフォリオ (portfolio) とは：

一般的には、ある人の仕事や活動の成果を体系的に収集したもので、建築家、写真家、ジャーナリストの専門分野での仕事をホルダー化したものが始まりであるとされています。

教育の場合には、子ども自身による学びの軌跡を自己成長ファイルとして残すことを目的として、特定の学習領域における子どもの努力や進歩、達成の成果を示す作品を収集したものを指します。近年においては、特に、「総合的な学習の時間」において、活用の可能性が注目されています。

9 自己評価カルテについて

自己評価カルテは 1 年次より各学年末に、当該学年に修得した教職に関する科目等について自己評価 (5 段階) し、該当する評価に○を付してください。

これを 4 年間蓄積し、「教職実践演習」で使用しますのでポートフォリオに大切に保管してください。

カルテは学校種・教科ごとに評価の項目が異なります。

複数の学校種・教科の免許を取得予定の場合は、主とする学校種・教科 1 つについて記入してください。

自己評価カルテの記入用紙は全学教職支援センターホームページ

(<http://www.kyoshoku.niigata-u.ac.jp/>) からダウンロードして記入してください。

①評価基準は、概ね次のとおりです。

- 5 充分達成している。
- 4 ↑
- 3 基本的レベルは達成している。
- 2 ↓
- 1 課題がある。

②「教職を目指す上で課題と考えている事項」については、年度ごとに記入してください。裏面も使用できます。

③自己評価カルテの種類

- ・中学校(国語, 社会, 数学, 理科, 英語, ドイツ語, フランス語, ロシア語, 中国語)
- ・高等学校(国語, 地歴, 公民, 数学, 理科, 英語, ドイツ語, フランス語, ロシア語, 中国語, 農業, 商業, 情報)

10 履修カルテについて

履修カルテは、自己評価カルテと同様に 1 年次より各学年末に、当該学年に修得した教職に関する科目, 教科に関する科目等について、履修した科目ごとに科目名, 修得年度, 単位数, 評点, その授業で学んだこと及び今後の課題又は感想を記録するものです。

履修カルテの記入用紙は全学教職支援センターホームページ

(<http://www.kyoshoku.niigata-u.ac.jp/>) からダウンロードして記入してください。

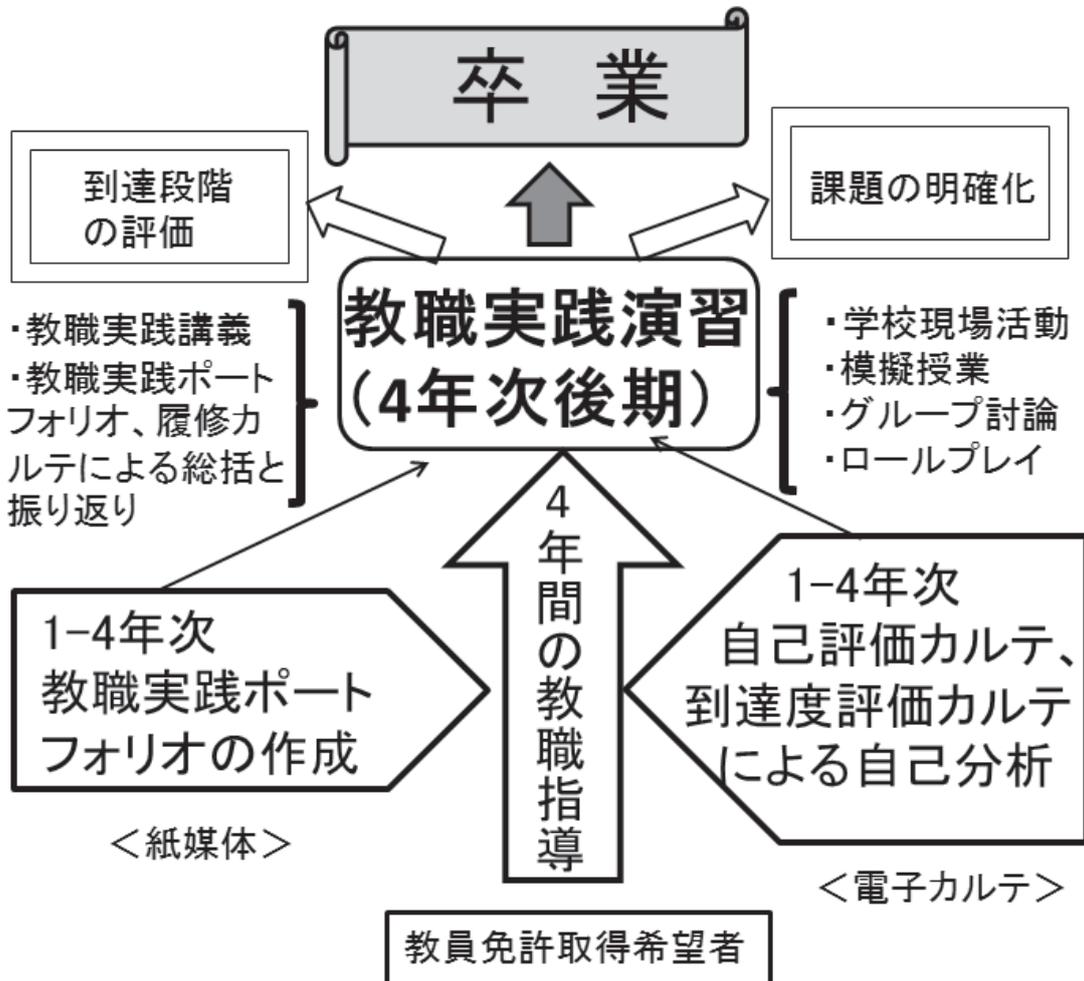
ファイルはエクセル形式となっていますので、各自でUSBメモリ等に保存しておいて記載例にならない毎学年(または学期ごと)に履修した科目等を追加し更新してください。

エクセルファイルは「教職」, 「教科」及び「教職又は教科」の3つのシートに分かれていますので、これらすべてに記入してください。

これを4年間蓄積し、「教職実践演習」で使用しますので、4年次になったら各自プリントアウトし、ポートフォリオに綴じ込んでください。

複数の学校種・教科の免許を取得予定の場合は、主とする学校種・教科1つについて記入してください。

「教職実践演習」全体図



「教職実践演習」は、教育職員免許状取得を目指す、すべての学生が履修しなければならない科目です。1年次からの教員の養成にかかわる科目の履修状況や教育に関係する様々な活動の最終的な到達段階を評価し、課題を明確にするとともに実践力を身につける科目として位置づけられ、4年次の後期に必修科目として履修します。

本科目では、1年次から教員養成にかかわる資料の蓄積(ポートフォリオ作成)、各学期や年度における到達度評価カルテと自己評価カルテの記載が義務付けられています。4年次に「教職実践演習」を履修するためには、1年次から蓄積してきた様々な資料を担当の教員に提出しなければなりません。

11 教育職員免許更新制度について

平成 19 年 6 月 27 日に公布された「教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律」（平成 19 年法律第 96 号）の成立により，平成 21 年 4 月 1 日から教員免許更新制が導入されました。

1. 教員免許更新制の目的

教員免許更新制は，その時々で教員として必要な資質能力が保持されるよう，定期的に最新の知識技能を身に付けることで，教員が自信と誇りを持って教壇に立ち，社会の尊敬と信頼を得ることを目指しています。

教員免許更新制のもっとも基本的なポイントは次のとおりです。

- ①更新制の目的は，その時々で教員として必要な最新の知識技能を身につけること。
- ②平成 21 年 4 月 1 日以降に授与された教員免許状に **10 年間の有効期間が付されること**。
- ③有効期間満了日（修了確認期限）の 2 年 2 ヶ月から 2 ヶ月前までの 2 年間で大学などが開設する **30 時間以上の免許状更新講習を受講・修了し，教育委員会に免許状の更新手続きを行う必要があること**。

2. 有効期間について

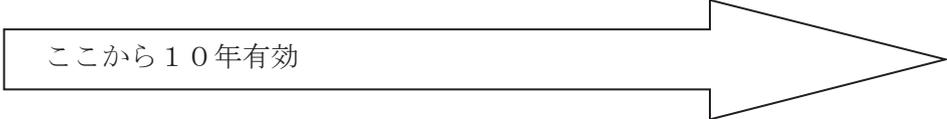
普通免許状または特別免許状の有効期間は，所要資格を得てから 10 年後の年度末までとなります。

※ 「所要資格を得て」とは，免許状の授与に必要な学位と単位を満たした状態のこと。つまり，平成 25 年 3 月 31 日に所要資格を得た者が，平成 30 年になってから免許状授与の申請を行い，3 月 31 日に免許状を授与された場合でも，平成 35 年の 3 月 31 日が有効期間の満了日となります。

よって，**大学の教職課程で単位を取り終えた後，都道府県教育委員会に授与の申請をしないままであっても，授与される免許状の有効期間の満了日は同じということになります。**

平成 25 年 3 月 31 日 → 平成 30 年 3 月 31 日 → 平成 35 年 3 月 31 日
(所要資格を得て) (卒業後，免許状申請，授与) (有効期間の満了日)

ここから 10 年有効



3. 有効期間の更新について

有効期間の満了日の 2 ヶ月前までに，30 時間の免許状更新講習を受講・修了し，免

許管理者に申請することが必要です。

4. 免許状更新講習を修了できなかった場合

決められた期間内に免許状更新講習を修了できなかった場合には、免許状は失効してしまいます。

ただし、免許状が失効した場合でも、免許状を取得した際に、授与の基礎となった教職課程の単位まで無効にはなりません。よって、改めて大学で教職課程を受講する必要はなく、更新講習を受講・修了すれば、有効な免許状を授与されることができます。

12 問い合わせ先

教員免許に関する問い合わせ先は、事項に応じて下表のとおりとなっています。不明な点がありましたら、自分ひとりで判断しないで担当係にお問い合わせ願います。

担 当 係	事 項
学務部教務課教育実施係 025-262-6307,6308	<ul style="list-style-type: none">・日本国憲法，体育，外国語コミュニケーション及び情報機器の操作に関する科目のうち，Gコード科目の履修について（専門科目として開設されるものについては所属学部等の学務係）・科目等履修生について
所属学部等の学務係	<ul style="list-style-type: none">・免許・教科の種類について・教員免許取得のための履修方法について・教科に関する科目の履修について・免許状一括授与申請について・科目等履修生について
教育学部教務係 025-262-7107,7097,7173	<ul style="list-style-type: none">・教職科目の履修について（一部科目を除く）
学務部教務課全学教職支援事務室教職支援係 025-262-5512,5524	<ul style="list-style-type: none">・教育実習について・介護等体験について・教職相談，論文・面接指導について・教員採用試験について・教職理解特別講座について

13 教員免許状取得のための入学から卒業までの流れ

	1年次	2年次	3年次	4年次	備考		
教職・教科に関する科目等の履修	<p>免許法施行規則第66条の6に定める科目</p>		<p>体育, 日本国憲法, 情報機器の操作, 外国語コミュニケーションに該当する授業科目 (1年次で取得しておくことが望ましい)</p>		各学部等の履修モデル参照		
	<p>教職に関する科目 (教職実践演習及び教育実習を除く)</p>			<p>教職入門, 教育学概論, 教育・学校心理学B, 教育の制度と経営, 教育課程総論, 教科教育法, 道德指導法, 教育方法総論B, 生徒指導B, 教育相談・進路指導Bなど</p>			
	<p>教科に関する科目</p>						
教職実践演習	<p>ポートフォリオ作成</p>						
	各学年末に自己評価カルテ・履修カルテに記入	自己評価カルテ・履修カルテ作成	自己評価カルテ・履修カルテ作成	自己評価カルテ・履修カルテ作成	4年次第2学期に「教職実践演習」を履修	教職実践演習	
介護等体験	<p>小学校及び中学校教育職員免許状取得予定者は、必ず介護等体験を行わなければなりません。</p>		ガイダンス	麻しん抗体検査	事前指導	<p>介護等体験 社会福祉施設5日間, 特別支援学校2日間</p>	
教育実習			出身中学校又は高等学校に受入依頼, 内諾を得る	<p>学校によっては受入人数制限, 申込期限があるので, 3年次の早い時期に内諾を得るようにしてください。</p>	事前指導	<p>教育実習 春期6月上旬 秋期10月下旬</p>	事後指導
教員採用試験	<p>全学教職支援センターでは, 教員志望者を対象に3年次10~1月に「教職理解特別講座(基礎コース)」を, 4年次4~11月に「教職理解特別講座(応用コース)」を実施し, 教員採用試験に向けての心構えや面接・論文・模擬授業・場面指導などの指導を行っています。</p>			<p>1次試験(筆記) 7月頃 2次試験(面接) 8月頃 合格発表 9, 10月頃</p>		<p>臨時教員採用申込</p>	各都道府県教育委員会等の募集要項参照
教員免許状一括交付申請	<p>当該学部が課程認定を受けている免許状を新潟県教育委員会から交付を受けようとする場合は, 当該学務係に教員免許状一括交付申請をすることができます。(本学以外の大学等で教職課程の単位を修得している場合で, それらの単位と本学で修得した単位と合算して免許状を申請しようと考えている者は, 当該一括申請でなく, 個人申請の方法によってください。)</p>			<p>教員免許状一括申請</p>		<p>教員免許状交付</p>	

14 履修モデル

(1)人文学部

免許法施行規則上の科目及び必要単位				本学における授業科目名及び履修年次					
		中1種免	高1種免	1年次	2年次	3年次	4年次	中1種免	高1種免
科目		単位	単位	授業科目名	授業科目名	授業科目名	授業科目名	単位	単位
免許法施行規則第66条の6に定める科目	体育	2	2	健康スポーツ科学実習Ⅰ及び健康スポーツ科学講義の2科目3単位				3	3
	日本国憲法	2	2	日本国憲法2単位				2	2
	情報機器の操作	2	2	情報処理概論AⅠ、AⅡ、C、情報機器操作入門、UNIX/テラシー演習から1科目2単位				2	2
	外国語コミュニケーション	2	2	アカデミック英語L1.L2(各0.5単位).w(1単位)の3科目2単位				2	2
	小計	8	8					9	9

		中1種免	高1種免	1年次	2年次	3年次	4年次	中1種免	高1種免
科目		単位	単位	授業科目名	授業科目名	授業科目名	授業科目名	単位	単位
教職に関する科目	教職の意義等に関する科目	2	2	教職入門				2	2
	教育の基礎理論に関する科目	6	6	教育学概論				2	2
				教育・学校心理学B				2	2
				教育の制度と経営				2	2
	教育課程及び指導法に関する科目	12	6	教育課程総論				2	2
				教科教育法(3年次までに最低2単位を取得すること)				8	4
				道徳指導法(中学校免許取得希望者は必修)				2	
				(特別活動に関する内容は教育方法総論Bに含まれる。)					
				教育方法総論B				2	2
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	4	4	生徒指導B				2	2
教育相談・進路指導B					2	2			
			教育実習				中等教育実習Ⅱ・Ⅲ	5	3
			教職実践演習				教職実践演習(中等)	2	2
小計	31	23					33	25	

教科に関する科目、教科又は教職に関する科目	取得できる免許状	教科に関する科目	教科又は教職に関する科目	履修方法
	高校1種(国語、地理歴史、公民、英語、ドイツ語、フランス語、ロシア語、中国語、情報)	20単位	16単位	学生便覧を参照し、卒業までに「教科に関する科目」の各区分から、必修科目を含めて、左記必要単位数以上を修得のこと

(2)法学部

免許法施行規則上の科目及び必要単位			本学における授業科目名及び履修年次				
		高1種免	1年次	2年次	3年次	4年次	高1種免
科目		単位	授業科目名	授業科目名	授業科目名	授業科目名	単位
免許法施行規則第66条の6に定める科目	体育	2	健康スポーツ科学講義2単位、健康スポーツ科学講義a1単位、健康スポーツ科学講義b1単位、これら3科目より2単位				2
	日本国憲法	2	憲法Ⅰ、憲法Ⅲから1科目2単位				2
	情報機器の操作	2	情報処理概論AⅠ、AⅡ、情報機器操作入門、UNIXリテラシー演習から1科目2単位				2
	外国語コミュニケーション	2	発展英語、ドイツ語スタンダードⅡ、フランス語スタンダードⅡ、中国語スタンダードⅡから2単位				2
	小計	8					8

		高1種免	1年次	2年次	3年次	4年次	高1種免
科目		単位	授業科目名	授業科目名	授業科目名	授業科目名	単位
教職に関する科目	教職の意義等に関する科目	2	教職入門				2
	教育の基礎理論に関する科目	6		教育学概論			2
			教育・学校心理学B				2
				教育の制度と経営			2
	教育課程及び指導法に関する科目	6		教育課程総論			2
				教科教育法(3年次までに最低2単位を取得すること)			4
				(特別活動に関する内容は教育方法総論Bに含まれる。)			
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	4		教育方法総論B			2
				生徒指導B			2
			教育相談・進路指導B			2	
	3				中等教育実習Ⅱ	3	
	2				教職実践演習(中等)	2	
小計	23					25	

教科に関する科目、教科又は教職に関する科目	取得できる免許状	教科に関する科目	教科又は教職に関する科目	履修方法
法学科	高校1種(公民)	20単位	16単位	学務係のカウンターに設置してある教員免許のファイル等を参照し、卒業までに教育職員免許法施行規則第5条により規定されている教科に関する科目について、それぞれ1単位以上計20単位を、教科又は教職に関する科目について16単位を修得しなければならない。

(3)経済学部

免許法施行規則上の科目及び必要単位			本学における授業科目名及び履修年次						
		中1種免	高1種免	1年次	2年次	3年次	4年次	中1種免	高1種免
科目		単位	単位	授業科目名	授業科目名	授業科目名	授業科目名	単位	単位
免許法施行規則第66条の6に定める科目	体育	2	2	健康スポーツ科学講義(2単位),健康スポーツ科学講義a,b(各1単位から2単位)				2	2
	日本国憲法	2	2	日本国憲法2単位				2	2
	情報機器の操作	2	2	情報処理概論Ⅰ,Ⅱ,情報機器操作入門,UNIXリテラシー演習から1科目2単位				2	2
	外国語コミュニケーション	2	2	昼間コース アカデミック英語L1,L2(各0.5単位),w(1単位)の3科目2単位	夜間主コース 発展英語1科目2単位			2	2
	小計	8	8					8	8

		中1種免	高1種免	1年次	2年次	3年次	4年次	中1種免	高1種免
科目		単位	単位	授業科目名	授業科目名	授業科目名	授業科目名	単位	単位
教職に関する科目	教職の意義等に関する科目	2	2	教職入門				2	2
	教育の基礎理論に関する科目	6	6	教育学概論				2	2
				教育・学校心理学B				2	2
				教育の制度と経営				2	2
	教育課程及び指導法に関する科目	12	6	教育課程総論				2	2
				教科教育法(3年次までに最低2単位を取得すること)				8	4
				道徳指導法(中学校免許取得希望者は必修)				2	
				(特別活動に関する内容は教育方法総論Bに含まれる。)					
				教育方法総論B				2	2
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	4	4	生徒指導B				2	2
教育相談・進路指導B					2	2			
教育実習				5	3			中等教育実習Ⅱ・Ⅲ	5
教職実践演習	2	2				教職実践演習(中等)	2	2	
小計	31	23					33	25	

教科に関する科目、教科又は教職に関する科目	取得できる免許状	教科に関する科目	教科又は教職に関する科目	履修方法
	高校1種(公民)	20単位	16単位	学生便覧を参照し、卒業までに「教科に関する科目」の各区分から、必修科目を含めて、左記必要単位数以上を修得のこと
経営学科	高校1種(商業)	20単位	16単位	学生便覧を参照し、卒業までに「教科に関する科目」の各区分から、必修科目を含めて、左記必要単位数以上を修得のこと

(4)理学部

免許法施行規則上の科目及び必要単位				本学における授業科目名及び履修年次					
		中1種免	高1種免	1年次	2年次	3年次	4年次	中1種免	高1種免
科目		単位	単位	授業科目名	授業科目名	授業科目名	授業科目名	単位	単位
免許法施行規則第66条の6に定める科目	体育	2	2	[健康スポーツ科学実習I a及びI b(各0.5単位)]又は[健康スポーツ科学実習I(1単位)]から1単位並びに[健康スポーツ科学講義a及びb(各1単位)]又は[健康スポーツ科学講義(2単位)]から2単位の計3単位				3	3
	日本国憲法	2	2	日本国憲法2単位				2	2
	情報機器の操作	2	2	情報処理概論AI, AII, 情報機器操作入門, UNIXリテラシー演習から1科目2単位				2	2
	外国語コミュニケーション	2	2	アカデミック英語R1, R2, L1, L2(各0.5単位), アカデミック英語w(1単位), 基礎英語(1単位)から2単位				2	2
	小計	8	8					9	9

		中1種免	高1種免	1年次	2年次	3年次	4年次	中1種免	高1種免
科目		単位	単位	授業科目名	授業科目名	授業科目名	授業科目名	単位	単位
教職に関する科目	教職の意義等に関する科目	2	2	教職入門				2	2
	教育の基礎理論に関する科目	6	6	教育学概論				2	2
				教育・学校心理学B				2	2
				教育の制度と経営				2	2
	教育課程及び指導法に関する科目	12	6	教育課程総論				2	2
				教科教育法(3年次までに最低2単位を取得すること)				8	4
				道徳指導法(中学校免許取得希望者は必修)				2	
				(特別活動に関する内容は教育方法総論Bに含まれる。)					
	生徒指導, 教育相談及び進路指導等に関する科目	4	4	教育方法総論B				2	2
				生徒指導B				2	2
教育実習		5	3	中等教育実習Ⅱ・Ⅲ				5	3
教職実践演習		2	2	教職実践演習(中等)				2	2
小計		31	23					33	25

教科に関する科目, 教科又は教職に関する科目	取得できる免許状	教科に関する科目	教科又は教職に関する科目	履修方法
	理学科	中学校1種(数学)	20単位	8単位
	高校1種(数学)	20単位	16単位	学生便覧等を参照し, 卒業までに教育職員免許法施行規則第5条により規定されている教科に関する科目について, それぞれ1単位以上計20単位を, 教科又は教職に関する科目について16単位を修得しなければならない。
	中学校1種(理科)	20単位	8単位	学生便覧等を参照し, 卒業までに教育職員免許法施行規則第4条により規定されている教科に関する科目について, それぞれ1単位以上計20単位を, 教科又は教職に関する科目について8単位を修得しなければならない。
	高校1種(理科)	20単位	16単位	学生便覧等を参照し, 卒業までに教育職員免許法施行規則第5条により規定されている教科に関する科目について, それぞれ1単位以上計20単位を, 教科又は教職に関する科目について16単位を修得しなければならない。

(5)工学部

免許法施行規則上の科目及び必要単位			本学における授業科目名及び履修年次				
科目	高1種免 単位	1年次 授業科目名	2年次 授業科目名	3年次 授業科目名	4年次 授業科目名	高1種免 単位	
免許法施行規則第66条の6に定める科目	体育	2	健康スポーツ科学実習 I 及び〔健康スポーツ科学講義a及びb（各1単位）〕又は〔健康スポーツ科学講義（2単位）〕から2単位の計3単位			3	
	日本国憲法	2	日本国憲法2単位			2	
	情報機器の操作	2	情報処理概論A I、A II、情報機器操作入門、UNIXリテラシー演習から1科目2単位			2	
	外国語コミュニケーション	2	アカデミック英語R1、R2、L1、L2(各0.5単位)、アカデミック英語W(1単位)、基礎英語(1単位)、発展英語(2単位)から2単位			2	
	小計	8				9	

科目	高1種免 単位	1年次 授業科目名	2年次 授業科目名	3年次 授業科目名	4年次 授業科目名	高1種免 単位
教職の意義等に関する科目	2	教職入門				2
教育の基礎理論に関する科目	6		教育学概論			2
		教育・学校心理学B				2
教育課程及び指導法に関する科目	6		教育の制度と経営			2
		特別活動の指導法	教育課程総論			2
		教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	教科教育法(3年次までに最低2単位を取得すること)			4
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	4		教育方法総論B			2
		生徒指導の理論及び方法 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 進路指導の理論及び方法	生徒指導B			2
教育実習	3				中等教育実習 II	3
教職実践演習	2				教職実践演習(中等)	2
小計	23					25

取得できる免許状	教科に関する科目	教科又は教職に関する科目	履修方法
機械システム工学プログラム	高校1種(工業)	20単位	16単位
社会基盤工学プログラム	高校1種(工業)		
電子情報通信プログラム	高校1種(工業)		
知能情報システムプログラム	高校1種(工業)		
化学システム工学プログラム	高校1種(工業)		
材料科学プログラム	高校1種(工業)		
建築学プログラム	高校1種(工業)		
学生便覧等を参照し、卒業までに教育職員免許法施行規則第5条により規定されている教科に関する科目について、それぞれ1単位以上計20単位を、教科又は教職に関する科目について16単位を修得しなければならない。			

(6)農学部

免許法施行規則上の科目及び必要単位			本学における授業科目名及び履修年次				
		高1種免	1年次	2年次	3年次	4年次	高1種免
科目		単位	授業科目名	授業科目名	授業科目名	授業科目名	単位
免許法施行規則第66条の6に定める科目	体育	2	健康スポーツ科学実習 I、健康スポーツ科学講義a,b(各1単位)、健康スポーツ科学講義(2単位)から2単位				3
	日本国憲法	2	日本国憲法2単位				2
	情報機器の操作	2	情報処理概論A I、A II、情報機器操作入門、UNIXリテラシー演習から1科目2単位				2
	外国語コミュニケーション	2	アカデミック英語L1.L2(各0.5単位)、w(1単位)、アカデミック英語(リスニング)(1単位)、アカデミック英語(ライティング)(1単位)から2単位				2
	小計	8					9

		高1種免	1年次	2年次	3年次	4年次	高1種免
科目		単位	授業科目名	授業科目名	授業科目名	授業科目名	単位
教職に関する科目	教職の意義等に関する科目	2	教職入門				2
	教育の基礎理論に関する科目	6	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育学概論			2
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)	教育・学校心理学B			2
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	教育の制度と経営			2
	教育課程及び指導法に関する科目	6	教育課程の意義及び編成の方法	教育課程総論			2
			各教科の指導法	教科教育法(3年次までに最低2単位を取得すること)			4
			特別活動の指導法	(特別活動に関する内容は教育方法総論Bに含まれる。)			
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	4	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	教育方法総論B			2
			生徒指導の理論及び方法 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 進路指導の理論及び方法	生徒指導B			2
	教育実習	3				中等教育実習Ⅱ・Ⅲ	3
教職実践演習	2				教職実践演習(中等)	2	
小計	23					25	

教科に関する科目、教科又は教職に関する科目	取得できる免許状	教科に関する科目	教科又は教職に関する科目	履修方法
農学科	高校1種(農業)	20単位	16単位	履修の手引等を参照し、卒業までに教育職員免許法施行規則第5条により規定されている教科に関する科目について、それぞれ1単位以上計20単位を、教科又は教職に関する科目について16単位を修得しなければならない。

15 教員免許取得Q&A

教員免許関連

No.	Q	A
1	教員免許とはなんですか？	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教員及び養護教諭になるためには、各学校種ごとの教員免許状が必要です。さらに、中学校・高等学校は教科ごとの免許状に分かれます。
2	教員免許はどうすれば取得できるのでしょうか？	教員免許状を取得する方法としては、次の3つの方法があります。 ①教職課程のある大学を卒業する方法 文部科学大臣の認定を受けた大学・短期大学等において、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所定の単位を修得して卒業することにより、教員免許状を取得する方法 ②教員資格認定試験による方法 文部科学大臣又は文部科学大臣が委嘱する大学の行う教員資格認定試験に合格し、教員免許状を取得する方法 ③教育職員検定による方法 現に教員免許状を持っている方が、いわゆる現職教育による研修を積み重ね、所定の単位を修得するなどして各都道府県教育委員会の行う教育職員検定に合格し、上位、他教科、隣接校種又は特別支援学校等の教員免許状を取得する方法 新潟大学では、各学部学科で教員免許状を取得するための課程の認定を受けており、定められた所定の単位を修得し、かつ大学を卒業することによって教員免許状を取得することができます。 なお、小・中学校の教員免許状を取得するには、「介護等体験」が必要になります。
3	人文学部の学生です。小学校の免許を取得したいのですが、どうしたら良いのでしょうか？	新潟大学では教育学部学校教員養成課程以外の学生は在学中には小学校の一種免許を取得することはできません。小学校の免許が取得可能な他の大学(大学院を含む。)に入学・編入学し、小学校の免許を取得するといった方法が一般的です。
4	工学部の学生です。高校理科の免許を取得したいのですが、どうしたら良いのでしょうか？	本学の工学部は「高校理科」の課程認定を受けていません。本学で「高校理科」の課程認定を受けている学部は、教育学部、理学部となります。「高校理科」に対応する教育職員免許法施行規則第5条に規定される「教科に関する科目」は、教育学部、理学部で開講される授業科目の中から履修しなければなりません。(ただし、科目によっては定員等の関係から履修が許可されない場合もあります。) 「教科に関する科目」のほか「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」及び「教職に関する科目」の履修も当然必要となります。
5	一種免許と専修免許の違いは何ですか？	一種免許状は、所定の要件を満たした上で、学部を卒業することで取得できる免許状です。一方、専修免許状は、一種免許状を基礎にして、大学院で所定の単位を修得し、修了することで取得できる免許状です。つまり、専修免許状は一種免許状の上位の免許状です。現在の教員採用試験において必要とされる免許状は、一種免許状がほとんどであり、専修免許状が求められることは非常に稀です。また、職務上の差異はありませんが、専修免許状を有していると、教員として採用された後、昇格試験等の際に有利に働くこともありえます。
6	高校の免許状のみ希望していますが、中学校の免許や他の免許も取得しておいた方がよいのでしょうか？	中高受験の拡大や加点制度の導入など選考検査が変化・多様化しています。したがって、中高両方の免許取得や社会科では地歴と公民の免許取得をお勧めします。また、特別支援学校免許や情報の免許、図書館司書教諭資格も加点対象としている自治体が増えてきていますので、これらの免許取得も考慮してみてください。
7	教員免許を卒業するまでに取得できなかった場合、卒業後に取得することはできますか？	卒業後、本学又は他大学の科目等履修生となることで不足している単位を履修することにより免許が取得できます。(本学では教育実習など科目等履修生の履修を認めていない科目もあります。)
8	教員免許状を取得するためには、何か手続きを行う必要がありますか？	教員免許状は、「大学」が交付するものではなく、都道府県の「教育委員会」が交付しますので、所定の申請手続きを行わないと免許状を手にすることはできません。本学の在學生については卒業(修了)時に新潟県教育委員会に「一括申請」を行います。卒業生(修了)生については「個人申請」となります。「一括申請」の手続きについては卒業年次の11月頃にお知らせします。
9	教員免許には、有効期限はないですか？	教員免許更新制が導入されたため、免許取得から10年ごとに免許更新講習を受講する必要があります。
10	教員免許状を取得するのに、年齢制限はありますか？	教員免許状を取得するにあたり、年齢制限はありません。ただし、教員採用試験については「45歳未満」といった年齢制限を設けている自治体があります。

履修関連

No.	Q	A
1	教員になるつもりはないのですが、教員免許だけは取得したいと思っています。教職課程を履修してよいのでしょうか？	履修することは可能です。ただし、教育実習の際に学校から教員志望者以外は受入を断られたり、教員採用試験願書の写しを求められたりすることがあります。教員になりたいという目的を持たずに漠然と履修することは、時間の無駄になる可能性があるので注意してください。また、明確な目的を持たない実習生の受入は受入校の負担にもなりますので、よく考えた上で履修してください。
2	科目の履修順序はありますか？	各科目はそれぞれの標準履修年次に履修するのが理想的です。1年生から履修できる科目はできるだけ1年次に履修するのが望ましいですが、卒業をしなければ教員免許状は取得できませんので、まずは学部の必修科目を優先し、空いた時間で教職課程の科目を履修することをお勧めします。
3	希望する科目を受講できない場合がありますか？	履修登録者が非常に多く、定員を超えた科目については、抽選を行う場合があります。抽選にもれた場合は、その科目は履修できません。同時期開講の別のクラスを受講するか、次学期以降に受講することになります。
4	教員免許状は1年間の履修で取得できるのでしょうか？	できません。2年間でも時間割の都合をつけることは困難と思われます。本学の教職課程は、4年間の履修を基本としたカリキュラムを構成していますので、1年次からの計画的な履修を行ってください。
5	「教職に関する科目」は卒業単位に含めることができますでしょうか？また、CAP制やGPAの取扱いはどうなるのでしょうか？	「教職に関する科目」を卒業単位に含めることができるかどうか、CAP制やGPAの取扱いについては学部ごとに違います。所属する学部の学務係にお問い合わせ願います。
6	「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」の余剰単位を「教科又は教職に関する科目」にまわすことができるというのは、どういうことでしょうか？	例えば、公民の「教科に関する科目」の単位を36単位修得した場合、「教科に関する科目」として必要な20単位を引いた16単位を「教科又は教職に関する科目」の単位としてカウントできるということです。なお、この場合、免許状の取得要件単位は各教科ごとに計算されるという点に注意してください。つまり、公民の「教科に関する科目」の余剰単位16単位を、社会や地理歴史の「教科又は教職に関する科目」の単位にまわすことはできません。社会、地理歴史、公民はそれぞれ別の教科だからです。また、「教職に関する科目」のうち「各教科の指導法」について、例えば「公民科指導法」を社会や地理歴史の「教科又は教職に関する科目」の単位にまわすことはできません。
7	編入した場合の注意事項は何かありますか？	編入した人が教員免許を取得しようとする場合は、必ず学部のガイダンス等で履修指導を受けて、教員免許取得方法を確認してください。
8	「教科に関する科目」は、免許法施行規則に定める科目区分のうち、1つを選択して修得すれば良いのですか？	全ての分野の条件を満たしたうえで、20単位以上修得しなければなりません。例えば、物理の教員になりたいと思っても、「物理」だけの免許状はありません。免許状は、「理科」になります。「理科」の免許状を取得するためには、「物理」だけではなく、「化学」、「生物学」、「地学」等の全ての分野の条件を満たす必要があります。
9	社会と地理歴史で重複している授業科目は、両方の教科でカウントできるのですか？	できます。社会と地理歴史の免許を希望しているからといって、同じ科目を2回履修する必要はありません。
10	短期大学から人文学部に編入した学生です。すでに中学校2種英語科の免許状を取得しています。中学校1種英語の免許状を取得するために必要となる単位はどうなりますか？	免許法施行規則第10条の6の1から3項の規定により、1種免許状に係る各科目の単位数から2種免許状に係る各科目の単位数を差し引いた単位数について修得することになります。具体的には 教科に関する科目 1種(20単位)-2種(10単位)=10単位 教職に関する科目 1種(31単位)-2種(21単位)=10単位 教科または教職に関する科目 1種(8単位)-2種(4単位)=4単位 を履修しなければなりません。 なお、短期大学で修得した単位を認定する必要がありますので、所属する学部の学務係に申し出てください。

No.	Q	A
11	「教職実践ポートフォリオ」とはどういうものですか？	<p>教員免許状(高校工業を除く。)取得希望者には、第1学年から第4学年までの教職関係の授業や教育実習等に関する学習記録のポートフォリオ作成が義務づけられました。</p> <p>教員免許状取得希望者は、以下のとおり、「教職実践ポートフォリオ」を作成してください。</p> <p>【1】「教職実践ポートフォリオ」をなぜ作成するか</p> <p>1. 「教職実践ポートフォリオ」とは、教職を目指し、教員免許状の取得を希望する学生のみなさんが、「教職科目」の履修の過程において作成、利用した様々な文書(授業記録、レポート、指導案、実習日誌、授業記録等)を整理・保存・蓄積するために作成するものです。</p> <p>2. 「教職実践ポートフォリオ」は、みなさんが作成、利用した様々な文書を整理・保存することで、みなさん自身の「学びの軌跡」を具体的な形で蓄積することを目的としています。</p> <p>3. 「教職実践ポートフォリオ」は、第4学年後期に開講される「教職実践演習」(免許取得希望者は必修)で用いる重要な資料となります。</p> <p>この演習は、「教職実践ポートフォリオ」に保存・蓄積した資料の分析・検討を通して、4年生までに学んだこと、学べなかったことについて、みなさんが自己評価を行うこと、指導教員からの個別指導を受けて、今後の課題を発見することを目的としています。</p> <p>「教職実践ポートフォリオ」を作成していない者は、原則として「教職実践演習」を履修することができません。</p> <p>【2】「教職実践ポートフォリオ」作成のための手順・作成内容</p> <p>1. 「教職実践ポートフォリオ」用ファイルを生協購買部にて購入し、「教職に関する科目」等の講義・実習等の学習記録をファイルしてください。</p>
12	「自己評価カルテ」とはどういうものですか？	<p>自己評価カルテは1年次より各学年末に、当該学年に修得した教職に関する科目等について自己評価(5段階)するものです。</p> <p>これを4年間蓄積し、「教職実践演習」で使用しますのでポートフォリオに大切に保管してください。カルテは学校種・教科ごとに評価の項目が異なります。複数の学校種・教科の免許を取得予定の場合は、主とする学校種・教科1つについて記入してください。</p> <p>「自己評価カルテ」を作成していない者は、原則として「教職実践演習」を履修することができません。</p>
13	「履修カルテ」とはどういうものですか？	<p>履修カルテは、自己評価カルテと同様に1年次より各学年末に、当該学年に修得した教職に関する科目、教科に関する科目等について、履修した科目ごとに科目名、修得年度、単位数、評点、その授業で学んだこと及び今後の課題又は感想を記録するものです。</p> <p>これを4年間蓄積し、「教職実践演習」で使用しますので、4年次になったら各自プリントアウトし、ポートフォリオに綴じ込んでください。</p> <p>複数の学校種・教科の免許を取得予定の場合は、主とする学校種・教科1つについて記入してください。</p> <p>「履修カルテ」を作成していない者は、原則として「教職実践演習」を履修することができません。</p>

教育実習関連

No.	Q	A
1	中学校と高校の両方の免許を取得する場合、教育実習は両方で行わなければならないのでしょうか？	そのとおりです。新潟大学においては中学校で2週間、高校で2週間実習を行うことを原則としています。ただし、原則どおり実施することが困難な場合は中学校で4週間又は高校で4週間実習を行わなければなりません。
2	教育実習の実習校はどうやって決まるのでしょうか？	教育実習は自分で出身校(母校)に実習受入れを依頼しなければなりません。出身校(母校)への実習依頼は教育実習に行く前年度(3年次)に行わなければなりません。学校によって教育実習の受付期間が異なるので、事前に各自で確認してください。4月中に受付終了という学校もあります。また、受入人数に制限がありますので、教育実習の受入れの依頼はできるだけ早めに行ってください。 <p>大学から教育実習校を紹介することはありません。ただし、愛知県内公立中学校や桐生市立中学校など、教育委員会を通して実習先が決まる地域もあります。</p>
3	教育実習はいつ行くのですか？	4年次の春(6月上旬頃)、秋(11月上旬頃)に実施となります。また、4月に実施する事前指導及び11月に実施する事後指導に必ず出席しなければなりません。

No.	Q	A
4	教育実習の履修要件はありますか？	<p>① 教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号。以下「免許法施行規則」という。)第6条に規定する以下の教職に関する科目の単位を修得済みであること。 教職の意義等に関する科目(教職入門) 2単位 教育の基礎理論に関する科目(幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程)(教育心理学) 2単位 教育課程及び指導法に関する科目(各教科の指導法) 2単位 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目(生徒指導・教育相談・進路指導Ⅰ及びⅡ) 4単位</p> <p>② 免許法施行規則第66条の6に規定する科目以外で、教育職員免許状の取得に必要な教職に関する科目(教育実習及び教職実践演習を除く。)を履修済みまたは履修中であること。 上記①及び②を満たすことが履修要件となります。(6ページ参照。)</p>
5	教育実習事前・事後指導の日程と学部の授業が重なったときはどうすればいいでしょうか？	<p>1 教育実習事前・事後指導については、全日程必ず出席をしてください。原則として欠席は認めません。 ただし、次の事例等によりやむを得ず欠席する場合は、「欠席届」(所定用紙)を事前に所属学部・研究科の学務係に必ず提出してください。事前に届け出ることが出来ない場合(急病、事故等)は、所属学部・研究科の学務係に電話で連絡をしてください。届け出ない場合は、無断欠席とみなします。</p> <p>① 忌引き(証明する書類を添付) ② 病氣(診断書を添付) ③ 事故(証明書を添付) ④ 就職・進学試験(証明する書類を添付) ⑤ その他</p> <p>2 欠席回数が、全日程の1/3(4回)を超える場合は、所属学部・研究科の学務係において、「教育実習の取消し」をしていただきます。 3 「無断欠席」及び「欠席が認められない事例による欠席」の場合は、欠席回数が全日程の1/3以下であっても「教育実習の取消し」をしていただきます。 (欠席が認められない事例)</p> <p>① ボランティア活動 ② 語学留学 ③ 定期的な通院など急を要さない病氣 ④ 学部・研究科の講義と重なり、学部・研究科の講義に出席した場合</p>
6	教育実習で授業を欠席したときは「公欠」扱いになりますか？	<p>本学にいわゆる「公欠」という制度はありません。授業担当教員に教育実習のために授業を欠席することを各自で伝えてください。必要な方には「教育実習期間証明書」を発行しますので、全学教職支援事務室教職支援係に申し出てください。ただし、出席状況を考慮するかどうかは、授業担当教員の判断に任せられています。</p>
7	高等学校教諭1種免許状「商業」を取得希望ですが、出身高校には商業科がありません。実習先はどうしたらいいですか？(農業、工業なども同じ)	<p>まず所属の学務係にお問い合わせ願います。</p>
8	教育実習を行うための条件がありますか？	<p>介護等体験と同様に以下の(1)、(2)が必要です。介護等体験と教育実習とを別に麻しん抗体検査をしたり、学生教育研究賠償責任保険に加入する必要はありません。</p> <p>(1) 近年、麻しん(はしか)が流行し、麻しんに罹患したことのないワクチン未接種の学生や免疫力が落ちている学生は、予防接種を受けてから教育実習や介護等体験に参加するよう指導があり、事前に抗体検査を受けてもらうことになりました。検査結果が陽性であることが体験の条件となります。</p> <p>(2) 皆さんが介護等体験を行っているときに、施設の入所者に誤って怪我を負わせてしまったり、備品を壊したり、また、自分が怪我をしてしまったり、様々な事故等が想定されます。万一、このような事態にあった時に備えて、保険に加入することを義務づけています。必ず、公益財団法人日本国際教育支援協会の「学生教育研究賠償責任保険Aコース(略称「学研賠」)」に加入してください。</p>
9	ドイツ語、フランス語、ロシア語あるいは中国語でも教育実習はできるのでしょうか？	<p>教育実習は原則、出身校で行いますので、出身校において希望する教科での実習が可能であれば、教育実習を行うことができます。ただし、ドイツ語、フランス語、ロシア語あるいは中国語などの特殊な教科については実習ができない可能性があるため、例えば英語と併せてドイツ語の免許取得を目指して教育実習は英語で行うようにしてください。</p>
10	「高校数学」と「高校情報」の免許を取得するつもりです。教育実習は、それぞれの教科で行う必要がありますか？	<p>いいえ、実習教科については、実習校の先生とご相談の上、いずれか1つの教科で実習を行ってください。</p>

介護等体験関連

No.	Q	A
1	介護等体験とは、どのようなことをするのですか？	社会福祉施設で5日間、特別支援学校で2日間の計7日間の体験を行います。具体的な体験内容は受け入れ側に一任されていますが、一般的には、障害者や高齢者の介護・介助のほか、話相手になったり、散歩の付き添い等の交流体験、あるいは洗濯や掃除といった受け入れ施設の業務の補助等になります。
2	体験を行う社会福祉施設及び特別支援学校はどうやって決まるのでしょうか？	1. 社会福祉施設 (1) 県内出身学生は、原則として親元の住所から通える地域の施設を割り振ります。 (2) 県外出身学生は、現住所から通える地域の施設を割り振ります。 大学では、皆さんの希望に基づき、希望をできるだけ取り入れて割り振りを行い、新潟県社会福祉協議会に一括して申し込みます。学生個人での直接申し込みは受け付けられません。 2. 特別支援学校 社会福祉施設での介護等体験日程と重複しないように、大学で割り振りを行い、大学から学校に申し込みをします。学生個人での、直接学校への申し込みは受け付けられません。
3	介護等体験はいつ行くのですか？	3年次6月から1月に実施となります。3年次4月に開催される事前指導に必ず出席しなければなりません。
4	介護等体験は、高等学校の免許状取得には必要ないのですか？	高等学校の免許状取得には必要はありません。 義務教育である小学校と中学校の免許状を取得するためには必要です。
5	介護等体験が免除されることがありますか？	介護等体験を要しない者として、次のとおり介護等体験特例法施行規則で規定されております。 1 保健師の免許を受けている者 2 助産師の免許を受けている者 3 看護師の免許を受けている者 4 准看護師の免許を受けている者 5 特別支援学校の教員の免許を受けている者 6 理学療養士の免許を受けている者 7 作業療法士の免許を受けている者 8 社会福祉士の資格を有する者 9 介護福祉士の資格を有する者 10 義肢装具士の免許を受けている者 11 その他に身体上の障害により介護等体験を行うことが困難な者として、身体障害者のうち障害の程度が1級から6級の者。
6	介護等体験を行うための条件がありますか？	(1) 近年、麻しん(はしか)が流行し、麻しんに罹患したことのないワクチン未接種の学生や免疫力が落ちている学生は、予防接種を受けてから教育実習や介護等体験に参加するよう指導があり、事前に抗体検査(EIA(IgG)法)を受けてもらうことになりました。検査結果が陽性であることが体験の条件となります。 (2) 皆さんが介護等体験を行っているときに、施設の入所者に誤って怪我を負わせてしまったり、備品を壊したり、また、自分が怪我をしてしまったり、様々な事故等が想定されます。万一、このような事態にあった時に備えて、保険に加入することを義務づけています。必ず、公益財団法人日本国際教育支援協会の「学生教育研究賠償責任保険Aコース(略称「学研賠」)」に加入してください。
7	介護等体験で授業を欠席したときは「公欠」扱いになりますか？	本学にいわゆる「公欠」という制度はありません。授業担当教員に介護等体験のために授業を欠席することを各自で伝えてください。必要な方には「介護等体験期間証明書」を発行しますので、全学教職支援事務室教職支援係に申し出てください。ただし、出席状況を考慮するかどうかは、授業担当教員の判断に任せられています。
8	「介護等体験証明書」を紛失してしまいました。再発行はできますか？	「介護等体験証明書」は、体験先社会福祉施設・特別支援学校が発行するものですので、この証明書は原則として再発行されません。 なお、証明書は教員免許状申請時にも必要になりますので、各自大切に保管してください。

その他

No.	Q	A
1	教員採用試験に関わる情報を得たいのですが、どうすれば良いでしょうか？	「全学教職支援センター」を訪ねてください。教員志望者に対する対策講座の開講や、関連資料・情報を揃えていますし、教員採用に関する具体的な相談に応じています。また、各都道府県教育委員会のホームページに教員採用試験に関わる情報が掲載されています。
2	教員免許を取得すれば先生になれるのですか？	公立学校の先生をめざす場合は、希望する都道府県または政令指定都市の実施する選考試験にパスしなければなりません。選考試験は免許取得見込の大学4年次から受験でき、7月上旬から1次試験、1次試験合格者を対象に7月下旬～9月にかけて2次試験が実施されます。 私立学校の教員をめざす場合は、私学教員適性検査を受検します。地域によっては私学団体の実施する試験を受けたり、名簿に登録したりする必要があります。
3	公立学校の教員採用選考試験とはどのような試験でしょうか？	「教員としてふさわしい資質・能力を備えた人材を確保する」ため、都道府県教育委員会及び政令指定都市教育委員会によって行われる選考試験です。具体的には、筆記試験(学力試験)、論作文、面接、実技などの試験が行われます。
4	公立学校の教員採用選考試験の出題内容は？	大きく区分すると、基本的には次のようになります。【筆記試験】 教職教養(教育原理・教育史・教育心理・教育法規) 一般教養(人文科学・社会科学・自然科学) 専門教養(各校種・教科ごとの専門科目) 論作文(教師論・教育論・教育時事・生徒指導・学習指導等) 【面接試験】個人・集団面接 【実技試験】小学校(水泳・音楽等)、中学・高校の英語、中学・高校の保健体育等
5	公立学校の教員採用選考試験に合格するには、どのような学習をすればよいでしょうか？	一例として次のような方法が挙げられます。 ◆過去問の傾向分析⇒基礎知識の習得⇒過去問を含む問題練習の繰り返し 受験希望自治体の過去5年間程度の過去問を解き、問題の出題分野や出題頻度、難易度等を分析することによって、出題傾向を把握していきます。この際、自分の得意・苦手分野を把握し、今後の学習方法に役立てていきましょう。 なお、面接試験、論作文については、教職支援センターにて実施する特別講座に参加する、特任教員等による指導を受けるなどして練習を行い、実践的な力を身につけてください。
6	私立学校の教員を目指しています。私立学校の教員になるには、どのような方法がありますか？	各私立学校がそれぞれ採用試験を行い合格者を採用するというのが基本的な方法です。したがって、次の方法で私学の教員募集情報を集めることができます。① 大学に送付される各学校の求人情報を確認する。 ② 各学校のホームページの求人情報を確認する。 ③ 私立中学校高等学校連合会のホームページを確認する。 ④ 人材会社等を利用する。 この他に、私立学校教員適性検査を受検することなどもあげられます。
7	教職支援センターの教員から論作文の指導、面接指導などを受けたいときはどうすれば良いでしょうか？	全学教職支援事務局教職支援係の窓口でまず予約を取って下さい。
8	教員採用試験の競争倍率はどのくらいですか？	平成29年度公立学校教員採用試験の受験倍率は(新潟県:小学校3.2倍 中学校7.9倍 高校14.2倍、新潟市:小学校3.3倍 中・高区分6.4倍 全国平均:小学校3.5倍 中学校7.4倍 高等学校 約7.1倍)でした。近年は、定年退職者の増加により大量採用が続く(特に大都市圏)、競争倍率は以前と比べるとかなり低くなっています。(倍率は年度によって大きく変動します。)
9	学校図書館司書教諭とは何ですか？	小学校・中学校・高校の図書館で専門的職務に従事する教員のことをいいます。「図書館司書」と「学校図書館司書教諭」は、全く別の資格であるということに注意してください。 学校図書館司書教諭の資格を得るには、次の2つの条件を満たす必要があります。 教諭であること(教員免許状(小学校、中学校、高等学校、特別支援学校のいずれか)を有すること) 学校図書館司書教諭の講習を修了していること

問い合わせ先

〒950-2181 新潟市西区五十嵐2の町8050番地

新潟大学学務部教務課全学教職支援事務室教職支援係

電話(025)262-5524/5512

FAX (025) 262-5504

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。